

## (台湾) 新型コロナウイルス流行と対応の状況について

台湾では、12月22日に約8か月ぶりに域内感染者が発生し、また海外からの感染者の渡航が増えている状況です。そのような状況を受け、以下の通り対策を強化する方針です。

### 【マスク着用義務の強化】

12月23日交通部は駅構内でのマスク着用を義務化し、違反した者には最高で15,000台湾ドルの罰金を科すとの発表を行っています。従来は駅の改札内のみが義務となっていました。

### 【PCR検査の義務化】

12月30日中央感染症指揮センターは2021年1月1日より、居留証を持たない外国人の台湾入境を原則的に禁止すると発表しました。期間は1か月の予定となっています。

引き続き、契約履行による労働許可取得者、台湾人配偶者、その他特別な許可取得者は渡航が可能です。

### 【ノービザ滞在の再延長措置について】

12月14日内政部移民署は3月21日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が180日を超える場合は、30日間の滞在期間延長を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

・感染者・死亡者速報通知(2020年12月30日付)



## 指揮中心快訊

Central Epidemic Command Center (CECC) Press Release

資料更新日期  
2020/12/30

### 今日新增2例境外移入

國內目前797例(702例境外、56例本土、36例數睦遠訓支隊、2例航空器及1例不明)

<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">2</div> <p style="font-size: x-small;">新增病例</p>	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">797</div> <p style="font-size: x-small;">累計確診</p>	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">7</div> <p style="font-size: x-small;">累計死亡</p>	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">666</div> <p style="font-size: x-small;">解除隔離</p>
---	---	---	---

\* 確診病例於10/28停學案530

今日公布國內新增2例境外移入COVID-19確定病例(案797、798)、均自菲律賓入境。

案797、798均為菲律賓籍20多歲女性移工，分別於12/15及12/16來臺工作，皆持有登機前3日內核酸檢驗陰性報告，入境後至集中檢疫所檢疫，迄今無症狀；2名個案分別於12/28及12/29接受檢疫期滿前採檢，於今日確診。由於2名個案無症狀，且入境後至檢疫期間之接觸者均有適當防護，故無須匡列為居家隔離對象。

詳情請參考疾管署12/30新聞稿

中央流行疫情指揮中心 關心您

フェアコンサルティング台湾  
(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路3段128號7樓之1保富金融大樓  
電話：+886-2-2717-0318  
担当：坂下 (SAKASHITA)  
[yu.sakashita@faircongrp.com](mailto:yu.sakashita@faircongrp.com)

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。  
「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。  
フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。